

組合事務所退去問題で大阪市

市労組に再発防止を誓約



誓約書を受け取った後、記者会見する市労組の人たち。15日、大阪市役所

橋下徹大阪市長が市役所内の組合事務所の退去を求めたのは不当

労働行為と認定した中央労働委員会の命令に基づき、大阪市は15日、大阪市役所労働組合（市労組・全労連加盟）に謝罪し、「今後、このような行為を繰り返さない」と記した橋

下市長名の誓約文を手渡しました。

市労組の田所賢治委員長は「本日、この場で市自ら不当労働行為を認めて命令を受け入れた」と指摘し、「市は命令を真摯（しんし）に受け止め、組合事務所の使用許可を行う」とを強く求めました。

大阪市総務局行政部の大下一志総務課長は

「中労委の命令を真摯に受け止め、適切な労働関係となるよう努めてまいります」と応えました。田所氏がその場で、今も続く不当労働行為を解消するための協議の開始を申し入れたのに、大下氏は

「交渉事項になるようであれば、交渉を行うかどうかの話し合いをしていく」とのべました。

中労委は11月に組合側が政治活動をする恐れがあったため退去させたなどとした市の主張を「市長が自らと対立する組合の政治活動を問題とした対応。合理的な理由にならない」と退け、施設管理権限の乱用だと指摘。市に同様の支配介入を繰り返さないことを内容とする文書の手交を命じていました。